

お父さんが亡くなったけど、預貯金や
不動産の相続手続はどげすればいいだあか？



なんだいわからんわあ。困ったねえ。

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。
手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

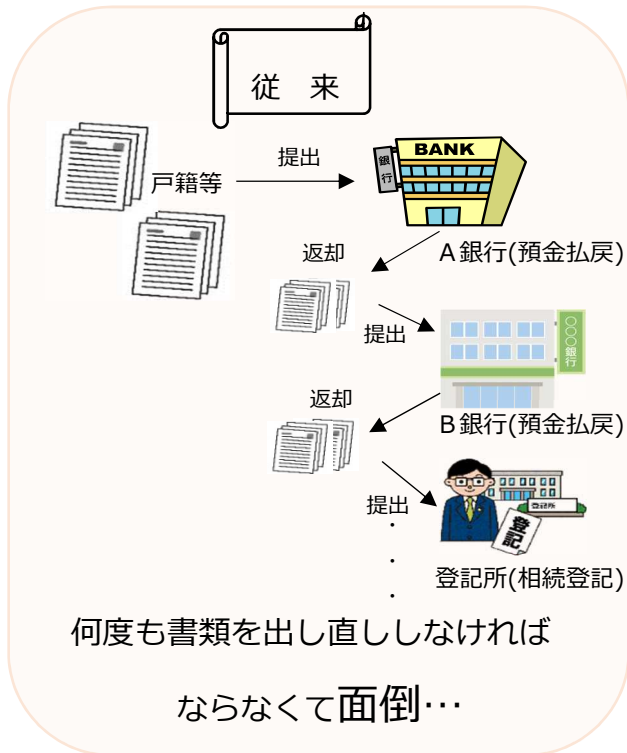


こんなときは！！

「法定相続情報証明制度」(無料) を御活用ください！

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍・除籍を何度も出し直す必要がなくなります(※)。
法務局での相続登記申請も簡易な手続ですることができます。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



詳しくはこちら

検索

をクリック！

法務局はあなたの相続手続を応援します



松江地方法務局